

		平成13年4月1日	研究所規則第31号
一部改正	平成21年4月1日		研究所規則第10号
一部改正	平成23年2月1日		研究所規則第1号

## 独立行政法人港湾空港技術研究所受託業務取扱規程

### (通則)

第1条 独立行政法人港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）が委託を受けて行う調査、研究、技術の開発等（以下「受託業務」という。）の取扱については、独立行政法人港湾空港技術研究所業務方法書（平成13年4月1日）、その他の規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (受託の決定)

第2条 研究所は、委託希望者から受託業務について依頼があった場合は、その実施について審査に必要な書類の提出を求め、依頼に応じるか否かを決定するものとする。

2 前項の規定により決定したときは、委託希望者に対しその旨を通知するものとする。

### (受託契約の締結)

第3条 研究所は、研究所以外の者から委託業務を受けようとするときには、書面により契約の締結をしなければならない。

- 2 前項の契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 受託業務の名称及び金額
  - 二 受託業務の内容
  - 三 受託業務を実施する場所
  - 四 受託業務の開始の時期及び履行の期限
  - 五 受託業務により使用する施設に関する事項
  - 六 受託業務の実施に必要な経費の負担及び経理に関する事項
  - 七 受託業務により取得した財産の帰属及び処理に関する事項
  - 八 受託業務の成果として得られた知的財産権の帰属に関する事項
  - 九 契約の変更に関する事項
  - 十 その他必要と認められる事項

### (受託料の収納)

第4条 前条2項第六号に規定する受託料は、当該受託業務の契約締結後、遅滞なく委託者より概算額の納付を受けるものとする。ただし、委託者に特別の事情があるときはこの限りでない。

- 2 前項の受託料の納入については、支払日を指定した請求書によるものとする。
- 3 前項に規定した支払日までに納入されない場合は、その支払日の翌日を起算日として

延滞日数に応じ年8.25%の割合を乗じて計算した額を延滞金として加算する。

(財産の帰属)

第5条 第3条2項第7号に規定する財産の所有権については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

(経費の負担範囲)

第6条 研究所の長は、次の各号に掲げる経費で受託業務を実施するために必要なものを委託者に負担させなければならない。

- 一 受託業務に直接に要する経費
- 二 間接費
- 三 消費税及び地方消費税に相当する額

(費用の積算基準)

第7条 前条に定める費用の積算の基準については、別に定める。

(受託業務の責任者)

第8条 研究所の長は、受託業務の実施にあたり、当該受託業務の実施責任者を定めるものとする。

2 当該受託業務が、複数の課題を伴う場合には、各課題毎に実施責任者を定めることができる。

(受託業務の計画書)

第9条 受託業務の実施責任者は、受託業務の実施に関する計画書を作成しなければならない。

(再委託)

第10条 研究所は、必要と認めるときは、委託者の同意を得て、受託業務の一部を再委託することができる。

(帳簿の整備)

第11条 研究所は、受託業務について、別記様式による受託業務台帳を備え、必要な事項を記載しなければならない。

(受託業務の完了)

第12条 研究所は、受託業務が完了したときは、遅滞なく受託業務完了報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

(成果の発表)

第13条 研究所は、受託業務の成果について、委託者の同意を得て、これを公表するこ

とができる。

(特許権等の帰属)

第14条 当該受託業務を実施することにより、研究所が取得した特許権、実用新案権及び意匠権は、研究所に帰属する。ただし、当該権利の対象となる発明又は考案が当該受託業務に参加するため、委託者より派遣された者の研究の結果によるものであるときは、受託契約に定めるところにより、その帰属を決定する。

2 前項の規定により研究所が取得した権利は、受託契約の定めるところに従い、一定期間委託者に有利な条件で実施を図ることができる。

(受託研究業務に従事する研究員)

第15条 研究所は、受託研究業務の実施のために、必要に応じ、専ら受託研究業務に従事する受託研究員を非常勤の職員として雇用することができる。

2 前項に規定する受託研究員の雇用に関することは、別に定める。

(国等からの受託の特例)

第16条 研究所は、委託者が国、若しくは地方公共団体である場合又は特別な事情がある場合は、第2条、第3条2項七号、八号、第5条、第6条第1項一号のうち直接人件費および第14条を適用しないことができる。

(実施細目)

第17条 理事長は、この規程を施行するために必要があるときは、細則を定める事ができる。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。